とくしょうほう

特定商取引法の改正で悪質商法をシャットアウト！

2016年改正後における被害の状況に応じた対策を

特定商取引に関する法律（特商法）は、訪問販売や電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ取引）などの消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者への規制や民事ルールなどを定めた法律です。

2022年版消費者白書によると、全国の消費生活相談約85万件のうち、特商法の対象取引の相談件数は実に **約55%** に及んでいます。販売購入形態別で見ると **インターネット通信販売** に関する相談の割合は **約27%**と最多 で、世代を問わずトラブルが増加しています。**認知症等で判断能力が不十分な高齢者** からの相談件数では、**訪問販売・電話勧誘販売** によるものが **約49%** を占めます。**マルチ取引** の相談では、**20歳代以下** からのものが **約45%** と、社会に出たばかりの若者が狙われています。

2016年改正法の附則による施行から5年後の見直し時期を迎えており、こうした現状に対して、**日弁連が考える法改正すべきポイント** をまとめました。

JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3
03-3580-9841（代）
https://www.nichibenren.or.jp/

訪問販売・電話勧誘販売

● **高額な屋根工事契約（保険申請サポート付き）の訪問勧誘事例**

「近くで工事をしていて、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた」と事業者が**突然来訪**してきた。「台風が原因だろう。火災保険を使えば無料で修理ができる。当社で保険申請代行もする」と言われた。
軽い気持ちで申請手続を依頼し、屋根の請負工事を240万円で契約した、キャンセルしようとしたら違約金（保険金の３割）を要求された、杜撰な工事をされた、保険金の数倍の工事契約だったなどのトラブルが増えています。

参考：（公社）全国消費生活相談員協会　週末電話相談事例集vol.21.3

● **再勧誘の禁止（訪販３条の２第２項、電話勧誘17条）の脱法事例**

認知機能が衰えている高齢の両親が住む実家に行ったところ、屋根と外壁の塗装工事の契約書があった。契約相手は、５カ月前に父が５万円の床下工事の契約をし、消費生活センターに相談してクーリング・オフをした訪問販売業者だった。その際、**今後一切の勧誘を断る旨をセンターから伝えてもらったはずだ**。しかし、手元にある契約書を見ると契約したのは６日前、契約金額は200万円で、すでに全額支払済みの領収書もある。

参考：（公社）全国消費生活相談員協会　週末電話相談事例

と　突然の訪問勧誘・電話勧誘に規制を！

消費者庁の2014年調査で**96.4%**が**「勧誘を全く受けたくない」**と回答。
特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求めます！

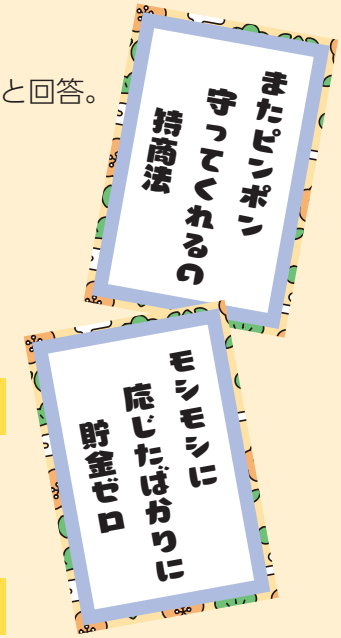

「訪問販売お断り」の貼り紙を家の門戸にする等の方法で、**あらかじめ拒絶の意思を表明**した場合、特商法第３条の２第２項の「契約を締結しない旨の意思」に該当することを**条文上明らかに**すべきです。

消費者が**事前に**電話勧誘販売を拒絶できる**登録制度**を導入すべきです。（特商法第17条を一歩進める）

く　国や地方公共団体に事業者の登録を！

店舗を持たず所在を変えて不正を繰り返す事業者があとを断ちません。
信用力の低い事業者が容易に参入できることが問題です。

訪問販売または電話勧誘販売を行う者は、**国または地方公共団体に登録をしなければならない**ものとすべきです。

インターネットによる通信販売

し 消費者トラブルを防ぐルールの整備を！

ウェブ上で購入申込を受付けている通販業者が、ウェブ上での解約を受付けていないケースや、継続的サービス提供契約が容易に解約できない、仮にできるとしても高額違約金を請求されるといったトラブルが発生しています。

消費者がネット通販を、解約したい場合
- 契約申込と同様の方法（web上の手続など）で申出可能にする。
- 迅速・適切に対応する体制整備義務を業者に課す。

ネット通販による継続的契約について
- 中途解約権を保障する。
- 業者が求める損害賠償額に、上限規制を設ける。

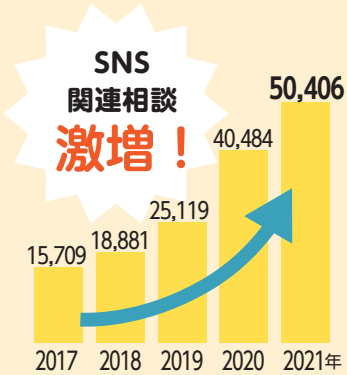

参考：令和４年版消費者白書

勧誘された相手方やサイト業者の住所・氏名等が不明で、訴訟提起できない被害事例（通販の仕組みを悪用する詐欺事例や、SNSをきっかけとした副業・投資詐欺等）が激増しています。

ネット等上での勧誘により権利を侵害された場合、SNS事業者、プラットフォーマー、その他の関係者に対して、**相手方事業者および勧誘者を特定する情報の開示を請求できる制度**を導入すべきです。

よ よく考えて…クーリング・オフを可能に！

「誰でもスマホ一つで毎月60万円稼げる凄い副業を紹介させて頂いています」とか、「24時間いつでもどこでも、最短５分のスマホ作業で２万円を即稼げる仕事を30名様限定紹介」などと、SNSでメッセージによる勧誘を受け、「副業」の「マニュアル」を購入してしまったが、実際の「マニュアル」に記載された「副業」の内容は告げられたものとは異なっていた。　参考：内閣府消費者委員会デジタルWG　2022年8月報告書の事例

SNS等のインターネットを通じた勧誘は、不意打ち性、攻撃性、密室性といった電話勧誘販売と類似の特徴があり、電話勧誘販売と同様の消費者保護規定が必要です。

SNS等のインターネットを通じた勧誘を受けて契約申込をした場合（インターネット勧誘販売）、
- 消費者に**クーリング・オフ**、**不実告知等の取消権**を保障する。
- 事業者の**悪質な勧誘行為を規制**する。

連鎖販売取引（マルチ取引）

● マルチ取引のトラブル事例

① 友人から「外国の会社に**投資すれば、毎週ボーナスがもらえて**、さらに**誰かを紹介すると紹介料ももらえる**」と勧められ、海外ファンドの契約をしてお金を振り込んだが、ボーナスは支払われず連絡も取れなくなったなど、マルチ事業者の実態や仕組みがよく分からないケースが増えています。

② SNSで知り合った人から副業を勧められ、「商品の販売広告を自分のブログに掲載して、**その商品が売れると報酬がもらえる**。入会金は消費者金融から借りて支払ってもすぐに返せる」と言われたが、全く稼げずに返済に困ると、「**他の人を紹介すればボーナスが加算される**」と言われたというように、新規契約者を獲得すると利益が得られる取引に後から誘い込む悪質な手口（後出しマルチ）で、若者が多く狙われています。

う 疑わしいマルチは営業させないで！

国による**登録など事前審査**を経なければ、マルチ取引を営んではならないものとし、問題がある場合は**登録させない**べきです。

【登録などの拒否事由（例）】

① 取引が違法であるおそれがあるとき

② 取引が適正に行われないおそれがあるとき

ほ 他の契約をした後のマルチは制限を！

先に購入契約をしている者が、次のいずれかであるときは、新規契約者を**獲得することで利益**が得られる取引を禁止すべきです。

① **22歳以下**の者

② 先行する契約として投資など**利益収受型**の取引をしている者

③ 先行する契約についての**債務**（支払のための借入金、クレジット等の債務を含む）を負っている者

う うまい話だけではなく正しい説明を！

マルチ取引によって得られる**利益の計算方法**などを、契約をしようとする者にきちんと説明しなければならないものとすべきです。
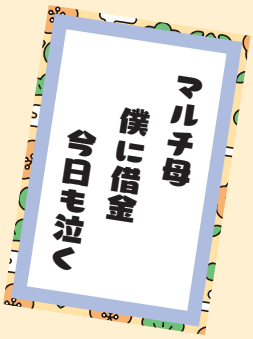
マルチ取引の**業務や財産の状況についての情報**を、契約をしようとする者や加入者に開示しなければならないものとすべきです。